

社会保障制度を哲学する

京都大学公共政策大学院教授

土井 真一

「悟性や機知や判断力など精神の才能と言われているようなものは、あるいは、勇気や決断力や根気といった気質の特性は、無論いろいろな点で善いし望ましい。だが、そうしたものは自然の恵みである。」

イマヌエル・カントは、その著作『人倫の形而上学の基礎づけ』の第一章に、この有名な一節を記している。カントの倫理学が、善を意欲する意志、すなわち善意志こそが無条件に善であるという命題を基礎とすることは、よく知られている。この善意志の重視は、逆に言えば、行為の結果が道徳的評価の不可欠の要素でないことを意味する。カント倫理学が、結果倫理と対比して、動機倫理と評される所以である。

では、なぜカントは道徳的評価において結果を重視しないのであろうか。それは、善意志が、その意志するところの善き結果を実現するためには、結果を実現するための手段・方法を考察

する思考力や判断力などの能力、あるいは実際に行動するために必要な勇気や忍耐力などの気質を備えることが必要であることを意思するとして

も、私手段・方法の選択において推論や判断を誤れば、あるいは一定の身体的能力を欠けば、結果を実現することはできない。それゆえ、もし道徳的評価において結果を重視するのであれば、人間が善なる存在であるためには、そうした能力や気質を持ち合わせていなければならない。

しかし、現実には、すべての人間がそうした能力に恵まれていてわけではない。生まれながらにして重度の障害を抱えている子どももいれば、年長いて日常の動作もままならなくなることもある。そのような状態では、自ら行為して善を実現することは困難である。それどころか、自らが生きるために必要な活動も、他人のケアを受けて初めて行える、あるいは他人に代わって行ってもらわなければならない。では、そのような人間は善なる存在ではないのか。道徳的に劣った存在とすべきなのか。

「否」、カントの解答は明快である。このような能力あるいは気質は、「自然の恵み」であって、それに依存する行為の結果に道徳性の基礎を置くことは、道徳の普遍性・無限定性を害することになる。しかも、これらの能力等は、悪を実現するためにも用いることができるのであるから、それ自体が善なのではない。それゆえにこそ、善意志が道徳性の基礎に置かれなければならない。これが、冒頭の一節が意味するところである。

では、このカントの一節が、なぜ社会保障制度と関わるのだろうか。それを考えるために、まずカントが能力や気質を「自然の恵み」とした点に注目しなければならない。カントは、『人倫の形而上学の基礎づけ』の同じ段落で、名誉や財などを「幸運の恵み」としている。おそらく、前者は先天的な恵み、後者は後天的な恵みを意味するものであり、カントは、両者を「恵み」、すなわち「賜りしもの」(Gabe)と捉えていることになる。「賜りしもの」である以上、それは本来的に「自己」を形作るものではない。そして、「自己」に固有のものでないとするならば、それは「自己」にとって必然的なものではなく、偶然的なものに過ぎない。

我々の多くは、自分の能力や気質を自らの努力によって獲得されたものであると思っ

それゆえにこそ、このような能力や気質が自己を構成することに疑いを持っていない。そして、さらに言えば、このような自己自身を構成する能力などによって実現されたこと、あるいは獲得されたものは、自分のもの (property) なのだと考えている。

しかし、前世を持ち出すことでもしないかぎり、私が障碍なく生まれることができたのは、私の努力の成果でも、私の人徳に対する報奨でもない。また、これまで私が法学を学んでくることができたのも、言語能力や推論能力を生まれながらにして与えられていたからではないか。あるいは、たとえ私自身の努力に帰する部分が多かったわけではないとしても、そもそも努力を積み重ねることができたということさえ、勤勉という気質を与えられていたからではないのか。

結局、結果を出せるかどうかは、能力や気質に恵まれるか否かにかかっており、そうした恵みを享受することができるか否かは、確率的偶然の問題に過ぎない。そして、もし確率的偶然の問題だとするならば、それは、自動車事故に巻き込まれて身体的障碍を負ったり、隣接する建物からの延焼で財産を失ったりする場合とそんなに変わりはない。そうであるならば、こうした事態への対応は、いわゆるリスク管理の問題

になる。

人生はリスクに満ちている。長引く景気低迷の中で勤務先や取引先の会社が倒産してしまう危険から、自動車を運転中にトンネルの天井が落ちてくるといった、通常予期しようもない危険まで、人が幸せな人生を送るために、あるいは、少なくとも悲惨な人生を送ることにならないようにするためには、これらのリスクにどのように対応するかを考える必要がある。

一般に、リスクへの対応方法としては、リスクの削減とリスクの分散がと言われる。リスクの削減とは、自動車の運転でスピードを出さないなど、危険が現実化する可能性を低下させようとするものである。しかし、残念ながら、リスクを完全になくすことはできないし、またリスクの削減を過剰に図ろうとすると、自由な活動が妨げられる。

そこで、考えられるのがリスクの分散であり、その有効な手段が保険であることは、周知の事柄であろう。そして、まさにこの点において、冒頭のカントの一節が社会保障制度と結びつくことになる。つまり、能力や気質の得喪といった確率的偶然の問題は、リスク管理を必要とする問題であって、保険の対象とするのが適切なのである。こうして、社会保障は、社会契約における必要的契約事項の一つとなり、日本国憲

法第二五条は、日本国を保険者とし、日本国民を被保険者とする保険契約条項と位置づけられることになる。

したがって、社会保障制度は、救貧法に見られるように、強者が弱者に対して示す恩恵でもなく、また逆に宗教的信念に由来する崇高な義



務に基づくものでもない。社会保障制度は、人格が合理的なリスク管理の手段として締結した契約に基礎を有する「権利」であり、このような人格が道徳的存在として適切に位置づけられるかぎり、かかる権利もまた道徳的な基礎を持つ。そして、人格が道徳的基礎に基づいて主張し得る権利を基本的人権と呼ぶのであれば、生存権もまた基本的人権であって、社会保障制度は、基本的人権を実現するための制度として、正義の要請するところである。

さて、この「公共空間」の読者は、以上に示した見解をどのように考えるだろうか。なるほどその通りだと納得されるのか、「いや待てよ、この論理はおかしいのではないか」と反論を展開するのか。実際、「このような論理は、才能ある者を、その才能のゆえに奴隷とし搾取するものである」と厳しく糾弾した、現代を代表する政治思想家もいる。

いずれにせよ、この論理は、数多くの倫理的、法的あるいは経済的な争点を提起することは間違いない。能力や気質から切り離されて、それをリスク管理の対象として保険契約を締結する人格とは、一体いかなる存在なのか？これは架空の実体が締結する架空の契約であって、現実の人々はこのような契約を締結していない以上、拘束の根拠とはならないのではないか？この論

理は、結局、保険料を支払うことのない被保険者を多数生み出すことになり、また、あまりに大きなモラルハザードを引き起こすのではないか。あるいは、この見解は、出発点をカント倫理学に置きながら、ある点から、本来、カント倫理学とは相いれない前提を潜りこませた接ぎ木の理論ではないか。

こうした問題を、学際的に考察する機会を得る、それこそが公共政策大学院の良さなのではないだろうか。実際の施策を決定し実施していくためには、利害調整を行い、さまざまな技術的問題を解決していく必要がある。大言壮語を繰り返すだけで、地を這う仕事をしようとしなければ、結局、何も生み出すことはできない。しかし、地を這う仕事をすればするほど、骨太の理論の必要性を痛感するものである。本学で社会保障制度を学ぶのであれば、是非、社会保障制度について哲学する機会をもっていたきたい。ただ、それは、哲学的な正解あるいは悟りを得てもらうためではない。正解や悟りを得たと思い込む人間ほど、手に負えないものはない。むしろ、こうした問題を真剣に考えてみることで、思考の座標軸が築かれ、地を這うことによって、自らの位置を確認することができる。

もちろん本稿に記した考え方は、一つの例で

ある。検討の対象は、他の考え方であって、ならん差支えはない。ただ、もしこの考え方を議論の素材にするのであれば、合わせて考えてもらいたい問いがある。それを最後に記して、拙稿を閉じることにしたい。

本公共政策大学院で、みなさんが学び、身に付けた能力は、果たして誰のものなのだろうか。

土井 真一

どい まさかず



滋賀県出身。1966年生まれ。最終学歴は京都大学法学部。京都大学法学部助手、同助教授を経て、現在は京都大学公共政策大学院専任教授。専門は憲法学。司法権・憲法訴訟論及び人権の基礎理論を研究分野としている。主な著作に、(共著)『はじめの法教育—我が国における法教育の普及・発展を目指して』(ぎょうせい 2005)、(共著)『憲法 cases and materials 憲法訴訟』(有斐閣 2007)などがある。